第
十三号
σ, Ξ
材式

\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	期限の延長の処分等	の届出書・	・承認等の申請書	整理番号			
受付印 令和	年 月 日	*	発 信 年 月	日			
		処理	通信日付印	確認印			
		事					
	知事殿	項					
所在地及び電話番号				〒 (電話)		
(ふ り が な) 法 人 名 及 び 法 人 番 号				(法人番号)			
(ふ り が な) 代 表 者 氏 名 印							
経 理 責 任 者 氏 名 印							
資本金の額又は 出資金の額					円		
法人税に係ん	る申告書の提出期	限の延長の	の処分等の届出(道府県民税関係	()		
令和年月日から令和年月日まて	事業年度分 の 連結事業年度分	から法人	税の 確 定 申 告 i 連結確定申告i	書 専の提出期限の類	延長について		
	上分があった		OHIM THE	_			
□ 下記のとおり指定に係		ć			ので届け出ます。		
□ 指定が取り消された □ 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった							
記 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間 () 月間							
指定を受けた月数 変更後の指定に係る月数			() 月間) 月間			
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請							
令和 年 月 日から 令和 年 月 日までの事業年度分から事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、 又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。							
1 申告書の提出期限の延長期間 (1)申告書の提出期限が延長されていない法人							
□ 申告書の提出期限の延長をしたい場合(次に掲げる場合を除く。) 1月間(連結申告法人は2月間) □ 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 ()月間 (2)申告書の提出期限が1月間(連結申告法人は2月間)延長されている法人							
□ 指定を受けたい場合 ()月間 (3)指定を受けている法人 □ 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間(連結申告法人は2月間)としたい場合							
取消し前 () 月間 □ 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 () 月間							
2 各事業年度終了の日から2月以 には、事業年度終了の日から3月	以内)に決算について	の定時総 [これらの規定を同法第72条		
会が招集されない理由(連結申告 了の日から2月以内(指定を受け 終了の日から4月以内)に連結親	ようとする場合には、	事業年度 [□ 地方税法第72条の	25第3項第1号又は	て準用する場合を含む。) : 第 5 項第 1 号(これらの : の29第 2 項において準用		
が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了 する場合を含む。) することができない理由)							
規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用 する場合を含む。) □ 地方税法施行令第24条の4第1項(同令第24条の4の3第1項							
			□ 定款等の写し □ その他()		
連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号				〒 (電話)		
(ふ り が な) 連結親法人の名称及び法人番号				(法人番号)			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出(道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。